

## さつま町建築物等木材利用促進に関する方針

この方針は「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。)第 12 条第 1 項の規定に基づき鹿児島県が定めた「鹿児島県建築物等木材利用促進方針」(令和 4 年 7 月 28 日)に即して、法第 12 条第 2 項に掲げる「さつま町建築物等木材利用の促進に関する基本的事項」を定めるものである。

### 第 1 建築物における木材利用の促進の意義及び基本的方向

公共建築物のみならず、これまで木材利用が低位であった非住宅の建築物を含む建築物全体に木材利用を促進することは、地域社会の維持・発展に寄与する林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の発揮や、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、快適な生活空間の形成、地域経済の活性化等に大きく貢献することとなる。

このため、町は、本方針に基づき、率先して、地域の木材を利用することに努め、その取組状況や効果等について分かりやすい情報の発信を行うことは、木材の特性やその利用促進の意義について町民の本方針への理解を得ることにつながる。

また、建築物に木材を積極的に活用することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、林業・木材産業の振興を通じた地域経済の活性化と雇用の創出を図る。

さらに、民間建築物における木材利用が促進されるよう、関係者との連携を緊密にし、木材の調達や支援措置等に関する情報提供など、木材利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

### 第 2 建築物における木材利用の促進の基本的事項

#### 1 公共建築物における木材利用の促進

町が整備する公共建築物とは、法第 2 条第 1 項各号及び法施行令(平成 22 年政令第 203 号)第 1 条各号に掲げる建築物をいい、広く町民の利用に供される学校、保健医療施設(保健センター等)、運動施設(体育館等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、公営住宅等の建築物のほか、町の事務・事業又は職員の住居の用の供される宿舍等をいう。町は、法第 5 条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、町が整備する公共建築物において、自ら率先して木材の利用に努める。

#### 2 建築物木材利用促進協定制度の活用

##### (1) 建築物木材利用促進協定の周知

町は、法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

##### (2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

町は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基

本理念、本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

### **(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進**

町が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。

## **3 木材利用の促進の啓発**

町は、ホームページやパンフレット等における先導的な木造建築物の事例の紹介等により、木材利用の効果について積極的に町民への普及啓発を行う。

建築物における木材利用について広く町民の関心と理解を深めるため、特に、木材利用促進の日（毎年10月8日）及び木材利用促進月間（毎年10月）において、関係団体等とも連携し、木材利用に関する関連イベントの実施、ホームページ等の各種媒体における情報発信等の事業を重点的かつ広範囲に実施するものとする。

## **第3 町が整備する公共建築物等における木材利用の目標**

町が整備する公共建築物等の木造化、内装等の木質化等を進めるに当たっては、国産材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理、建設後の維持管理及び解体・廃棄等のコストや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で積極的な木材の利用に努める必要がある。具体的には、以下によるものとする。

### **(1) 木造化(※1)の推進**

町が整備する公共建築物のうち、別表1に掲げる施設及びその他の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物については、原則として全て木造化を図るものとする。

### **(2) 内装等の木質化(※2)の推進**

町が整備する公共建築物のうち、別表2に掲げる施設については、内装等の木質化を積極的に推進するものとする。

### **(3) 木製品導入等の推進**

町が整備する公共建築物において使用する机・椅子・書棚などの備品の整備に当たっては、積極的に木製品の導入を推進するとともに、町が調達する紙類・文具類等の消耗品については、間伐材等を使用した製品の購入に努める。

また、各種催し物や広報媒体等を活用し、木材が利用者の健康面等に及ぼす効果など建築材料としての優れた特性や積極的な木材利用が地域における林業・木材産業の振興はもとより、適切な森林整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果等について、町民に対し

普及啓発を図り，理解を得ることに努める。

#### **(4) 公共土木事業における木材利用の推進**

山腹・河川や道路など町が実施する公共土木事業については，可能な限り木材の利用を促進するものとする。また，需要者ニーズに対応した木材を低コストで安定的に供給するため，林業事業体や木材加工業者と連携し，路網整備や機械化等による林業生産性の向上や木材の流通・加工体制を促進する。併せて，県とも連携しこれからの木材の供給に携わる関係者の取り組みを促進するために必要な施策の推進に努めるものとする。

#### **(5) 町が補助する公共建築物等における木材利用の促進**

町が行う公共建築物及び公共建築物以外の建築物等の整備への補助においては，(1)から(4)に準じて可能な限り木材が使用されるよう、事業主体に要請するものとする。また，無秩序な伐採を防止するとともに的確な再生林を確保するなど，木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図るものとする。

具体的には，林業事業体や木材加工業者その他の関係者に対しては，森林法(昭和26年法律第249号)に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再生林等の適切な森林施業の確保並びに「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)に規定する環境物品等に該当する間伐材及び合法性等の証明された木材の円滑な供給に努めるよう適切な指導・助言を行うものとする。

※1 「木造化」とは，建築物の新築，増築又は改築に当たり，構造耐力上主要な部分である壁，柱，梁，けた，小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

※2 「内装等の木質化」とは，建築物の新築，増築，改築又は模様替えに当たり，天井，床，壁，窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

### **第4 その他建築物等における木材利用の促進に関し必要な事項**

#### **1 公共建築物等の整備においてコスト面で考慮すべき事項**

公共建築物等の整備に当たっては，一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって，建設コストの適正な管理を図ることが重要である。

また，建設自体に伴うコストにとどまらず，維持管理及び解体・廃棄等のコストや木材利用による付加価値等も考慮し，これらを総合的に判断した上で木材利用に積極的に努める必要がある。

#### **2 建築物等における木材利用の促進のための推進体制**

(1)町は，木材の円滑な利用を促進するため，庁内に「さつま町公共建築物等木材利用推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置し，庁内における木材利用を推進するとともに，民間建築物における木材利用の促進を図る。

(2)協議会の設置要綱は，別に定める。

### **3 推進方法**

- (1) 関係各課は、所管する事業について、木材利用の推進方策及び公共建築物等の木造化、内装等の木質化等の可否について検討し、協議会に報告する。
- (2) 協議会では、木材利用の推進について関係各課の意見等を十分に聴聞し、意見を取りまとめ、総合的な調整を行う。
- (3) 耕地林業課は、木材利用を推進するため、関係する各課等に対し、木材や木造施設に関する情報提供を行うとともに、協議会の運営にかかる事務を行う。

### **4 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立**

建築物等における木材利用に当たっては、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど、木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努める。

### **第5 附則**

この方針は、令和5年6月22日から施行する。